

◆ 優遇制度

令和4年4月現在

機関	区分	制度名	対象事業	要件の概要	助成内容	限度額	
大牟田市	税制	固定資産税課税免除	製造業、情報サービス業、機械設計業など	・土地を除く投資額 2,000万円超 ・新規常用雇用者 3人以上	事業の用に供する固定資産税(土地・家屋・機械及び装置)の3ヶ年課税免除	—	
		補助金	大規模立地奨励金	製造業、報サービス業、機械設計業など ※1法人5年間に1回限り ※立地奨励金の重複適用不可	・土地を除く投資額 100億円以上 ・新規常用雇用者 150人以上 ・土地を除く投資額 50億円以上 ・新規常用雇用者 100人以上	・家屋の固定資産評価額×4% ・償却資産の固定資産評価額×2%	3億円 1.5億円
	立地奨励金		製造業、報サービス業、機械設計業など ※1法人5年間に1回限り ※()書きは、大企業	《市外企業》 ・土地を除く投資額 5,000万円(1億円)以上 ・新規常用雇用者 10人(20人)以上 《市内企業》 ・土地を除く投資額 5,000万円(1億円)以上 ・新規常用雇用者 5人(10人)以上	・家屋の固定資産評価額×4% ・償却資産の固定資産評価額×2%	7,000万円	
	環境リサイクル産業(大牟田工コタウンへの立地) ※1法人5年間に1回限り		・土地を除く投資額 5,000万円以上 ・新規常用雇用者 5人以上	・家屋の固定資産評価額×4% ・償却資産の固定資産評価額×2%	7,000万円		
	雇用奨励金 ※()書きは、大企業		上記、大規模立地奨励金、立地奨励金の適用事業所のうち、用地取得(1,000㎡以上)を伴う事業所	・新規常用雇用者 10人(20人)以上 ・土地取得後2年以内に着工又は事業所と用地を同時に取得	・新たに雇用され1年以上市内に居住する ・新規常用雇用者数×30万円	3,000万円	
	融資	ふるさと融資	新たに市内で設備投資を行う企業(リサイクル分野も可)	・雇用増1人以上 ・融資対象費用の総額(用地取得費を除く)1,000万円以上 ・土地取得後5年以内に事業開始	・設備投資額の45%無利子融資 償還期間15年以内 うち据置期間 5年以内	13.5億円	
福岡県	税制	不動産取得税課税免除	製造業 など	・土地を除く設備投資額 2,700万円超 ・土地取得の場合は取得後1年以内に着工 ・グリーンアジア国際戦略総合特別区域内で、指定を受けた法人が租税特別措置法による国税の優遇措置が適用される	・建物及びその敷地である土地の課税免除 ・建物及びその敷地である土地の課税免除	— —	
		事業税課税免除		・土地を除く設備投資額 2,700万円超	・3ヶ年課税免除(新增設に係る部分を按分して算出)	—	
	補助金	移転	製造業、ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業(コタクトセンターを除く) インターネット・データ・センターデザイン業、機械設計業	・土地を除く設備投資額 5億円以上(賃貸の場合、その固定資産評価額) ・建物内の生産又は事業用施設床面積1,000㎡以上	・生産又は事業用施設 床面積(㎡)×3,000円 ・新規県民雇用者数×30万円(操業から3年)	5億円	
		企業立地促進交付金	製造業	・土地を除く設備投資額 5億円以上(賃貸の場合、その固定資産評価額) ・県民の新規雇用 10人以上	・設備投資額(用地費除く)×2%~(※) ・業務施設・設備機器の年間賃借額×1/2 ・新規県民雇用者数×30万円(操業から3年) 上記1~3の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) グリーンアジア国際戦略総合特別区域 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特別区域の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、(※)の交付率に5%加算	1.5億円~10億円	
			新設・増設	道路貨物運送業 インターネット・データ・センター	・土地を除く設備投資額 3億円以上(賃貸の場合、その固定資産評価額) ・県民の新規雇用 10人以上	・設備投資額(用地取得費を除く)の2% ・業務施設・設備機器の年間賃借額×1/2 ・新規県民雇用者数×30万円(操業から3年) 上記1~3の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照)	1億円
			新設・増設	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業(コタクトセンターを除く) デザイン業、機械設計業	・土地を除く設備投資額 1千万円以上、または設備機器賃借料 年間200万円以上 ・県民の新規雇用 10人以上	・設備投資額(用地費除く)×2%~(※) ・業務施設・設備機器の年間賃借額×1/2 ・新規県民雇用者数×30万円(操業から3年) 上記1~3の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) グリーンアジア国際戦略総合特別区域 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特別区域の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、(※)の交付率に5%加算	1億円
		新設・増設	コタクトセンター	・土地を除く設備投資額 1,000万円以上(賃貸の場合、その固定資産評価額)、または設備機器賃借料 年間200万円以上 ・県民の新規雇用 10人以上	・設備投資額(用地取得費を除く)×2% ・業務施設・設備機器の年間賃借額×1/2 ・新規県民雇用者数×30万円(操業から3年) 上記1~3の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照)	1億円	
		移転・新設・増設	特定業務施設 ※上記交付金との併用可 ※本社機能部門(調査・企画、情報処理、研究開発など)	・本社機能に従事する従業員が5人(10人)以上増加し、そのうち3人(5人)以上が 県民の新規雇用 であること ※()書きは、大企業	・設備投資額の2%(※) ・業務施設・設備機器の年間賃借額×1/2 ・雇用者(移転者含む)×30万円(操業から3年間) 上記1~3の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) グリーンアジア国際戦略総合特別区域 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特別区域の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、(※)の交付率に5%加算	1億円(研究開発部門以外)5億円(研究開発部門) ※設備分交付額の限度額1億5千万円	
	融資	ふるさと融資	新たに市内で設備投資を行う企業(リサイクル分野も可)	・県民の新規雇用10人以上 ・融資対象費用の総額(用地取得費を除く)1,000万円以上 ・土地取得後5年以内に事業開始	・設備投資額の45%無利子融資 償還期間15年以内 うち据置期間 5年以内	54億円	

【企業立地に関する、ご相談、お問い合わせは、下記までお願いいたします。】

市町村の財政力指数	交付率
0.77以上	1/2
0.63以上0.77未満	3/4
0.63未満	1

大牟田市 産業経済部 産業振興課 企業立地担当
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
電話:0944-41-2752 / FAX:0944-41-2751
ホームページURL: <http://www.city.omuta.lg.jp>